

株式会社プラマックス代表取締役  
アイケイ社会保険労務士事務所代表  
伊澤 三千夫

## 労働者派遣法改正(3月1日)後の対応のヒント

平成16年3月1日の改正労働者派遣法施行により、製造業務への人材派遣が解禁になりました。また、人材派遣および業務請負の指導監督署が、ハローワークから各都道府県の労働局に移されました。

それに伴い、これまで一般的に行われている偽装請負に対して労働諸法令が遵守される取組を強力に推し進めていくことが確認されております。

人材派遣や業務請負を利用する企業にとって、リスクマネジメントの観点から重要な問題点が、顕在化されつつあります。これについて、企業が、十分な認識を持ち、十分な対応をとれるようお手伝いさせていただくことが、当社、プラマックスの使命だと考えております。

■偽装請負のリスクの一例を説明します。

<b>1.偽装請負の取締リスク</b>	<p>派遣法改正決議時の付帯決議にみるこれからの監督指導強化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成15年6月5日参議院厚生労働委員会</li><li>・ 同旨 平成15年5月21日 衆議院厚生労働委員会</li></ul> <p>「物の製造の業務等への労働者派遣事業の拡大に当たっては、請負等を偽装した労働者派遣事業に対し、<u>その解消に向け労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準等の周知徹底、厳正な指導監督等により、適切に対処するとともに、請負に係る労働者の保護のため、請負により行われる事業に対し、労働基準法等労働諸法令が遵守される取組を強力に進めること。</u>」</p> <p>Point</p> <p>「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分について(労働省告示第37号)」に沿った適正な運用が必要です。</p>
---------------------	--

<p>2.偽装請負の労災上のリスク</p>	<p><b>判例</b></p> <p>埼玉県所沢市の偽装請負社員の死亡事故について、事実は、<u>工場側の指揮命令下での労働</u>であり、実態は労働者派遣と判断し、<u>当該工場を労働安全衛生法違反容疑</u>で平成14年3月にさいたま地検川越支部に<u>書類送検</u>された。</p> <p><b>Point</b></p> <p>ここで、注意していただきたいのは、労働者派遣と断定されたなら、派遣元の労災保険の適用ではないかと誤解されることです。</p> <p>偽装請負は違法行為なのです。<u>違法行為を黙認して使っていた工場側が責任を追及されます。</u></p>
<p>3. 偽装請負の通勤災害上のリスク</p>	<p>偽装請負の場合は、<u>工場側の指揮命令下での労働</u>とみなされるので、<u>違法行為を黙認して使っていた工場側が運行供用者責任を追及されます。</u>最悪事態、偽装請負会社の任意保険未加入者が死亡事故を起こした場合、<u>莫大な損害賠償を請求される可能性があります。</u></p>
<p>4. 偽装請負の事業税上のリスク</p>	<p>平成16年4月1日から資本金1億円を超える法人へ事業税の外形標準課税が導入されます。その税額計算において、適正なる請負の場合は、課税標準は0円となりますが、<u>偽装請負の場合は、全額報酬給与額と認定され、課税標準に組み入れられます。</u>ちなみに、派遣の場合は派遣料金の75%が課税標準に組み入れられます。</p>

課題の具体化や解決策に関しまして、プラマックスは、適正運用に関する指導ノウハウを所持しております。問い合わせはお気軽にどうぞ。(弊社サイトの[お問い合わせフォーム](#)またはお電話でお願いします。)